令和5年度 富士市不妊・不育治療費補助金について

制度変更がありますので、申請される前にいま一度よくお読みください。

※お願い(治療を開始したらすぐにしていただきたいこと)

・保険適用の治療を受ける場合、保険者へ限度額適用認定証の申請を行ってください。

また、医療機関に限度額適用認定証を提示して受診してください。

(高額療養費の後日還付がある場合、補助金の支給に時間がかかります。また、申請時期によっては支給が困難になる場合があります。)

1. 制度の概要

この制度は、不妊治療や不育治療を行うご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を富士市が負担する制度です。ここでいう不妊治療とは、不妊症の原因疾患に対して国内の医療機関で行われる薬物療法、手術療法等をいいます。第三者から精子、卵子又は胚の提供を受けて行う治療や、第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法は補助の対象外です。

また、不育治療とは、不育症(妊娠はするものの、流産、死産又は生後1週間以内に死亡する早期 新生児死亡を2回以上繰り返す症状)の原因疾患に対して国内の医療機関で行われる薬物療法、手 術療法等をいいます。

2. 対象者

次の条件をすべて満たす方

- ア 夫又は妻が本市の住民基本台帳に記録されている夫婦(事実婚を含む)
- イ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である夫婦
- ウ 国内の医療機関の産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科において 夫若しくは妻が不妊症の診断を受け、又は妻が不育症の診断を受けている夫婦
- エ 他の同種の補助を受けていない夫婦 夫婦の一方が本市以外に住所を有していて、その市区町村からこの補助金と同種の補助金等の 給付を受けている場合は、ご夫婦共に対象者でなくなります。
- オ <u>生殖補助医療(特定不妊治療)については、当該治療周期の</u>開始日において、女性の年齢が 43歳未満であること。

3. 補助の内容

補助金の額は次に掲げる額の合計額で、50万円を限度とする。また、補助金の交付は、通算して 5箇年度を限度とする。

- ア 当該年度における不妊治療・不育治療のために要した費用の総額から、保険者が負担し、又は 助成した額を控除した額に2分の1を乗じて得た額。
 - (100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- イ 当該年度における指定された不育症治療費(不妊治療・不育治療証明書の裏面参照)の額に 10分の7を乗じて得た額。(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) *治療開始日における妻の年齢が43歳未満かつ夫婦の合計所得が730万円未満の場合

4. 申請について

年度が区切りとなります。年度は4月1日から翌年3月31日までの一年間です。 当該年度の治療費については当該年度内に申請を行ってください。 補助の上限額に達していない場合、同一年度内に交付申請を2度行うことができます。<u>この2度</u> 目の申請の際には、特にその内容に変更がなければ、不妊治療・不育治療証明書(第2号様式)及び 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の省略が可能です。

例年、年度末は大変込み合います。補助限度額に達したときや、治療が終了したときは、速やかに 申請を行ってください。

5. 申請期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

令和5年度の治療費については、上記の期間中に必ず申請を行ってください。

6. 申請に必要なもの

次の①から⑩ (該当者は⑪まで) のものを揃えて申請してください。

① 富士市不妊・不育治療費補助金交付申請書(第1号様式)

- ・申請者はご夫婦のどちらか一方となります。補助金は申請者名義の口座に振り込みます。
- ・保険者番号は保険証表面下部に記載された6桁又は8桁の数字です。
- ・治療に要した期間の日付は、「不妊・不育治療費自己負担額記入用紙」に記入いただいた中の最初の日と最後の日です。
- ・不育治療の費用については該当されない方は0円と記入してください。

② 不妊治療・不育治療証明書(第2号様式)

- ・国内の医療機関の産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科で証明書 の交付を受けてください。
- ・「治療開始年月日」以降の当該年度の治療費が補助対象です。
- ・当該年度内に複数の医療機関を受診した場合は、各医療機関の治療証明書を用意してください。 ただし、主治医の指示により他の医療機関へ転院をした場合に、その旨が治療証明書の「治療内 容等」の欄に記載されていれば、治療開始年月日がより早い医療機関の証明書のみで結構です。
- ・<u>証明書を受け取った際には内容を十分に確認してください</u>。(「受診者氏名」「生年月日」に誤りがないこと。「治療開始年月日」が記載されていること。検査・注射等のみ別の医療機関で実施した場合等にはその旨の記載があること。)治療証明書に不備がある際には、発行した医療機関の訂正が必要です。
- ・生殖補助医療(特定不妊治療)を行っている方で、周期の途中で43歳に達する場合、当該周期 の終了日までの治療について対象としますので、生殖補助医療の欄に開始年月日及び終了年月 日の記入がされているか確認してください。

③ 同意書(第4号様式)

- ・申請に基づき、市で住所等の確認をするため必要です。同意いただく内容をお読みいただき、本籍地、住所、氏名等をそれぞれ自筆で記入してください。自署でない場合は押印が必要です。
- ・本籍地は戸籍謄本にあるとおりに記入してください。
- ・事実婚の方は、本籍地をそれぞれ記入してください。
- ・同住所でない場合は、住所をそれぞれ記入してください。

④ 治療に要した費用の計算用紙

- ・交付申請書の「治療に要した費用」の金額を記入するために利用してください。
- ・<u>領収書ごと</u>、日付順に、漏れなく受診年月日・領収金額をはっきりと記入してください。<u>同日の領収書でも、それぞれ記入</u>して下さい。一旦支払った治療費が後日返金された場合等のマイナス額の領収書についても記入してください。
- 「調剤」欄は、院外処方により調剤薬局で薬の処方を受けた場合に記入してください。

⑤ 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)(原本)

- ・当該年度内に交付されたものをお持ちください。
- ・本籍地のある市町村で交付されます。申請の際に間に合うよう余裕を持って取得してください。
- ・事実婚の方は、それぞれ戸籍謄本を提出してください。

⑥ 治療費の領収書(原本)

- ・治療証明書に記載のある医療機関、調剤薬局、検査実施医療機関等の領収書をお持ちください。 <u>また、領収書の内容について確認する場合がありますので、診療明細書をお持ちください。</u> なお、提出は領収書のみとなります。
- ・<u>妊娠判定が陽性になった場合、陽性判定された日までの領収書が対象</u>です。(医療機関の証明書に不育治療の記載がある方を除く。)
- ・不妊治療・不育治療と直接関係のない費用は補助対象外です。次のような補助対象外のものが 含まれていないか確認してください。(文書料、診断書料/説明会用のパンフレット等の資料代 /がん検診費/妊婦健康診査費/差額ベッド代/食事療養費/病衣の貸与費/電源代等の雑費等)
- ・医療費控除申告等に利用するなどの目的で**領収書の原本還付が必要な方は事前に写し(コピー)を** お取りいただき、原本とコピーを両方持参してください。写し(コピー)は領収書のみで、診療明細書の 提出は必要ありません。

富士市不妊・不育治療費補助金申請済を押印後、原本を返却いたします。

- ・写しをご用意いただく際には、以下の点に留意してください。
- *日付順であること。 *片面印刷であること。 *等倍サイズであること。
- *領収印等の記載事項が全て確認できる濃度であること。
- *スタンプの有無等、原本と相違する点がないこと。
- *等倍サイズであれば、1枚の用紙に複数枚の領収書をコピーして構いません
- 例) A5 サイズの領収書をA4 用紙に二枚分をコピー、A3 用紙に四枚分をコピーなど
- *提出は領収書のみでよいため、診療明細書のコピーは不要です。

⑦ 高額療養費通知書等

・保険適用の治療を受ける際、やむを得ず限度額適用認定証の提示が間に合わず、後日高額療養費の支給を受けた場合は、支給金額がわかるものをご持参ください。また、保険組合等の保険者から付加給付等を支給された場合も同様に支給金額がわかるものをご持参ください。

⑧ ご夫婦の健康保険証 (原本)

・カードの場合は、お二人分(2枚)をお持ちください。

⑨ 振込先金融機関の通帳

・申請書に記載された振込先の金融機関や支店のコードを確認できる通帳等をお持ちください。

⑩ 所得課税証明書 ※該当する方のみ必要です

- ・<u>不妊治療・不育治療証明書(第2号様式)の裏面に該当する検査・治療がある場合</u>で、以下の条件に当てはまる方
 - *夫婦のいずれかで本市に住んでいない方
 - *1月から5月までの申請にあっては前年の1月1日に、6月から12月までの申請にあっては 当該年の1月1日に住民登録が富士市ではない方のみ必要です。
- ⑪ 事実婚関係に関する申立書(第3号様式) ※該当する方のみ必要です。

必要な方はお申し出いただくか、ホームページからダウンロードしてください。

7. 補助金の交付

申請の受付後、補助金の交付が適当であるか審査をします。交付決定後「富士市不妊・不育治療費補助金交付決定通知書」を申請者へ郵送し、口座振込により補助金を交付します。

審査や補助の交付等は原則1か月ごとに行います。

8. その他

・医療費控除 (確定申告) については富士税務署 (61-2460) へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/) をご覧ください。

【ご不明な点は、下記までお問い合わせをお願いします。】

富士市保健部地域保健課総務担当(フィランセ西館) 電話 64-8994 月~金曜日 $8:30\sim12:00$ 、 $13:00\sim17:15$ (祝祭日、 $12/29\sim1/3$ は除く)